

長期国債以外の資産買入れ方針の決定に関する件（3月18・19日）

本委員会は、令和6年3月18・19日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETF および J-REIT について、新規の買入れを終了する。
2. CP 等および社債等について、買入れ額を段階的に減額し、1年後をめぐりに買入れを終了する。